

1 第5章 こども施策を推進するために必要な事項（素案たたき台）

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務付けられています。

以上を踏まえ、以下の施策に取り組みます。

(1) こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進

① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

② こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進

こども・若者の意見を施策に反映させるこどもモニター等の取組を推進します。

その際、意見の反映状況をフィードバックするとともに、寄せられた意見については、匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約するよう取り組みます。

また、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行うとともに、こども自身が関与したこどもに関わるルール等の制定や見直しの過程について、学校や教育委員会等の取組事例について周知します。

③ こども・若者の各種審議会等への登用

庁内のこども施策に係る各種審議会等の委員に、審議会等の趣旨を勘案し、こどもや若者を登用するよう取り組むとともに、こども施策に係る各種審議会等におけるこども・若者委員割合の「見える化」に努めます。

④ こども・若者の社会参画・意見反映についての理解の促進

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、

1 国が作成したガイドラインや、こども・若者の社会参画及び意見を聴
2 く取組に係る好事例について、庁内や市町村へ周知するとともに、こ
3 どもや若者に対して理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこ
4 ども施策に関する十分な情報提供を行います。

6 ⑤ こども・若者の意見を表明する権利に関する知る機会の創出

7 こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解
8 できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知
9 る機会の創出に向けて取り組みます。

10 また、こども・若者の意見を表明する権利について、県ホームペー
11 ジや県政出前講座等を通して、広く周知・啓発に取り組むとともに子
12 育て当事者や教育・保育に携わるおとなに対し、情報提供や研修等
13 により周知・啓発に取り組めます。

14 (2) 多様な声を施策に反映させるための環境整備

15 困難な状況や声が聴かれにくい状況にあるこども・若者、低年齢のこ
16 ども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこ
17 ども・若者を含め、全てのこども・若者が自らの意見を持ち、安心して意
18 見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手
19 法を検討するとともに、十分な配慮を行います。

21 (3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成

22 こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、こども・若者の社会
23 参画・意見反映を推進するため、関係機関と連携し、こどもの意見等を
24 引き出すスキルを備えた次世代につながるこども・若者のファシリテ
25 ーターの養成や人材確保等に取り組めます。

27 (4) 若者が主体となった活動を促進する環境整備

28 社会課題の解決に取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が
29 主体となった団体等の活動がより充実するよう、連携を強化するととも
30 に、好事例の周知等を進めます。

31 また、地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、児童
32 館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、
33 公民館や図書館などの社会教育施設等との連携を強化します。

35 2 こども施策の共通の基盤となる取組

36 (1) こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施

37 ① こども施策に関する情報提供

38 こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、E B P Mに
39 関する好事例の展開や必要な情報の提供に努めるとともに、市町村が
40 地域の実情を踏まえ、こども施策が実施できるよう、先進事例など必
41 要な情報提供に努めます。

42 ② こども施策に関する調査

1 こどもたちを取り巻く家庭環境や経済状況がこどもや保護者の
2 日常生活に及ぼす影響を調査・分析し、こどもや子育て家庭に対す
3 る支援策の充実に取り組むとともに、支援を必要とするこどもを早
4 期に把握し、こどもたちを必要な支援につなげる仕組みづくりに取
5 り組みます。

7 ③ こども施策に関するデータの整備

8 こども計画に基づく数値目標や指標等の進捗状況、こども・若者や
9 子育て当事者が置かれている状況を把握するために、必要な調査を
10 定期的実施するとともにこどもの貧困の実態や国・大学等による
11 ウェルビーイングに係る調査研究の成果等、こども施策に関する情
12 報の収集・蓄積を行います。

14 (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等

15 ① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性 16 の向上

17 幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスク
18 ールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の
19 職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に
20 携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子
21 育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・
22 若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い
23 手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

24 また、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成
25 できる環境づくりを進めます。

27 ② こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルヘルスケア

28 精神科医・臨床心理士等による教員のメンタルヘルスケアを推進
29 し、教職員が安心して働く環境づくりに取り組むとともに、幼児の
30 生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい
31 保育士に対し、専門家による相談支援に取り組めます。

32 また、こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている
33 職員などに対するメンタルヘルスケアに取り組めます。

35 ③ 地域における人材の確保・育成及び民間団体等との連携

36 地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポ
37 ートができる人材など多様な人材を確保・育成するとともに、家庭
38 や学校、地域並びに青少年育成関係機関・団体が一緒になって、次
39 代を担う青少年の健やかな成長を育むための活動を行います。

41 (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

42 ① 関係機関・団体のネットワークの構築

43 総合的なこども・若者育成支援策を推進することを目的とした子
44 ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「沖縄県子ども・若者
45 育成支援地域協議会」を活用して、教育、福祉、保健、医療、矯正、

1 更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「こども・若者の育成」と
2 という横串を入れ、分野を超えた連携・協働を進めていくとともに、
3 市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

5 ② こども・若者や子育て当事者の相談支援

6 こども家庭センター（第3章再掲）

8 (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信

9 デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携などを通じ、
10 子育て当事者等の利便性向上や手続・事務負担の軽減を図るとともに
11 こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な
12 情報が体系的に整理され、一覧で確認できるようなコンテンツの作成
13 など、情報発信や広報改善・強化に取り組みます。

15 (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

16 こどもの貧困（第3章再掲）

17 子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していくため、公共施
18 設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組
19 やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有、公共交通機
20 関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内
21 や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮について、利用者の理解・協
22 力を促進します。

23 また、出会いや結婚の応援、支援に取り組む施策を推進し、それぞ
24 れの希望に応じて社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。

26 3 施策の推進体制等

27 (1) 庁内の推進体制

28 知事、副知事、関係部局長等で構成する沖縄県こども施策推進会議
29 を活用し、全庁体制でこども施策を推進します。

30 こども施策調整班（マトリックス組織）を設置し、こどもに関する
31 様々な課題に対して部局横断的に対応します。

33 (2) 国、市町村等との連携

34 こども基本法において、市町村こども計画策定の努力義務が課され
35 たことを踏まえ、市町村に対して、地域の実情を踏まえた計画が策定
36 されるよう働きかけるとともに、こども施策が実施されるよう適切な
37 支援を行います。

38 また、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、
39 ボランティア、企業、大学等と知恵を出し合い、広く県民各層の理解と
40 協力を得ながらこども施策を推進します。

41 こどもの貧困対策について、「沖縄の子供のために（沖縄の子供の貧
42 困対策のためのメッセージ）」（平成27年12月1日）で取りまとめた
43 内容を踏まえ、国、県及び市町村が連携して推進します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

(3) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金

沖縄県子どもの貧困対策推進基金により、県と市町村が連携して、計画的かつ効果的にこどもの貧困対策に資する事業に取り組みます。

(4) 沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価

沖縄県こども施策推進会議において、PDCAサイクルに沿って施策の点検評価を行い、必要な見直しを行います。

令和6年4月に設置した外部有識者等で構成する沖縄県こども・子育て会議において、施策の分析・評価を行い、計画の効果的な推進を図るための体制を構築します。